

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
(JASDAQ・コード 6425)
問合せ先 執行役員 経営企画室長 竹内 東司
電話番号 03-5530-3055 (代表)

当社元取締役岡田和生氏に対する責任追及訴訟 の判決に関するお知らせ

当社は、2017年11月30日付け当社プレスリリース（「当社元取締役岡田和生氏に対する責任追及に関するお知らせ」）で開示しましたとおり、2017年11月27日付けで、東京地方裁判所において、当社を原告、当社の元取締役会長である岡田和生氏（以下「岡田氏」といいます。）を被告とする損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、今般、東京地方裁判所より、原告である当社の請求を全面的に認める旨の判決が言い渡されましたので、下記のとおり、お知らせします。

記

1. 判決言渡しのあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所
2020年2月13日

2. 判決の内容

- (1) 被告は、原告に対し、2129万3712円及びこれに対する平成29年12月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

判決全文については、別添をご参照ください。なお、別添においては、個人のプライバシーの保護等の観点から、部分的な非開示措置を実施しております。

3. 訴訟の内容と経緯

当社は、当社が設置した特別調査委員会（委員長：シティニューワ法律事務所 政木道夫弁護士）¹の調査の結果、岡田氏が次の3件の不正行為（以下「本件不正行為」と総称します。）を行った事実が明らかになったことを受けて、東京地方裁判所において、同氏の当社取締役としての任務懈怠により当社が被った損害の一部（特別調査委員会の調査費用相当額）について、損害賠償請求訴訟を提起してあります。なお、本件不正行為により当社グループに生じた損害の大部分は、当社の完全子会社である香港法人 Tiger Resort Asia Limited（以下「TRA」といいます。）に帰属しており、TRAが被った損害については、別途、TRAが香港において岡田氏に対して損害賠償請求訴訟を提起してあります²。

本判決は、本件不正行為が岡田氏の指示の下に行われたものであることを認定した上で、岡田氏に、当社の取締役としての善管注意義務違反ないし忠実義務違反があったと認めました。

¹ 詳細については、2017年6月8日付け当社プレスリリース「特別調査委員会設置のお知らせ」をご参照ください。

² 詳細については、2017年12月28日付け当社プレスリリース「当社子会社による訴訟提起に関するお知らせ」をご参照ください。

①TRA から第三者への貸付け

岡田氏は、2015年2月から3月にかけて、岡田氏及びその親族が持分を保有する Okada Holdings Limited（以下「OHL」とう。）の第三者に対する貸金債権を回収するため、また、美術品の代金の支払という個人的な用途に充てる資金を得るため、当社元取締役管理本部長の関与の下、TRA をして、当該第三者と密接な関係にある外国法人に対して、無担保、無利息で1億3500万香港ドル（当時の為替レートで約20億円）の貸付けを行わせた。

② TRA からの小切手振出し

岡田氏は、2015年5月11日、自己の個人的な利益を図る目的で、TRA の経理担当者に指示をして、1600万香港ドル（当時の為替レートで約2億円）の小切手を作成させ、これに署名して振り出した。

③ Universal Entertainment Korea co., ltd（以下「UE 韓国」といいます。）による担保提供

岡田氏は、TRA の完全子会社である UE 韓国が、韓国のカジノリゾートプロジェクトの土地購入について交渉していたところ、土地購入の事業主体を、UE 韓国から OHL の完全子会社である Okada Holdings Korea co., ltd（以下「OHL 韓国」という。）に変更し、その上で、OHL 韓国が韓国の土地を購入するための頭金を捻出するために、UE 韓国の預金を担保として提供させ、OHL において8000万米ドルを借り入れた。さらに、その利息及び手数料に相当する17万3562.23米ドルを実体のない経営コンサルタント料等の名目で OHL から UE 韓国に請求し、UE 韓国をして OHL に対し同額を支払わせた。

4. 今後の見通し

本件の進捗に応じて、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上

令和2年2月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(ワ)第40038号 損害賠償請求事件

平成30年(ワ)第24496号 共同訴訟参加事件

口頭弁論終結日 令和元年11月21日

5

判 決

東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟

原 告	株式会社ユニバーサルエンターテインメント
上記代表者 監査役	市 倉 信 義
同訴訟代理人弁護士	熊 谷 真 喜
同	高 谷 裕 介
同	江 口 真 理 恵
同訴訟復代理人弁護士	戸 口 拓 也

10

原告共同訴訟参加人
同訴訟代理人弁護士
同

15

被 告 岡 田 和 生
同訴訟代理人弁護士 貞 友 義 典

20

主 文

- 1 被告は、原告に対し、2129万3712円及びこれに対する平成29年12月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

25

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項に同旨

第2 事案の概要

本件は、パチスロ機及びパチンコ機並びにその周辺機器の開発、製造、販売等
を行い、東京証券取引所ジャスダック市場に上場している原告が、海外事業統括
の業務を委嘱された取締役であり、かつ、海外子会社の代表者であった被告に対
し、これらの役職に在任していた当時、被告が、①被告及び被告の親族の資産管
理会社であり、原告の親会社でもある香港法人の第三者に対する貸金債権を回収
する目的等で、原告の海外子会社の代表者として、当該第三者が関与する会社
に対して1億3500万香港ドルを貸し付け（以下「本件行為①」という。）、②自
己の個人的な利益を図る目的で、原告の海外子会社の代表者として、受取人白地
の1600万香港ドルの小切手を振り出し（以下「本件行為②」という。）、③上
記資産管理会社が金融機関から借入れを行う際に、原告の海外孫会社の取締役に
指示をし、当該会社の預金を担保に供させた上で、同資産管理会社が負担すべき
利息相当額等を当該会社に支払わせた（以下「本件行為③」という。）とし、被告
の上記各行為は、原告の取締役としての善管注意義務、忠実義務に反するもので
あり、原告はその調査のために調査委員会を設置してその費用を支払ったところ、
被告の任務懈怠と原告の同費用の支払との間には相当因果関係が認められると
して、会社法423条1項に基づき、同費用相当額の損害金及びこれに対する訴
状送達の日翌日である平成29年12月29日から支払済みまで民法所定年
5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがないか、各掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容
易に認められる事実である。なお、証拠については、特に言及しない限り、枝番
全てを含む。）

(1) 原告は、昭和54年12月10日に設立された遊戯機器及び遊技機器に関連
する原材料、部品、半製品、電子応用機器等の製造、売買、斡旋、賃貸借及び
管理等を目的とする株式会社であり、東京証券取引所ジャスダック市場に上場

している。原告は、完全子会社であり、海外事業の統括会社である香港法人 Tiger Resort Asia Limited (以下「TRA」という。)及びその子会社である
フィリピン法人 Tiger Resort Leisure and Entertainment, Inc. (以下「TR
LE」という。)を通じて、フィリピンにおいて、カジノ施設及びホテルの運営
事業 (以下「カジノリゾート事業」という。)を行っている。

また、原告は、TRAの完全子会社である韓国法人 Universal Entertainment
Korea co., ltd (以下「UE韓国」という。)を通じて、韓国においてカジノリ
ゾート事業のプロジェクトに参加していた。

(甲1～3, 37, 43)

(2) Okada Holdings Limited (以下「OHL」という。)は、被告及びその親族の
資産管理を主な目的とする香港法人であり、原告の発行済株式総数の67.9
パーセントを保有している。OHLは、平成23年10月14日、唯一の取締
役であった被告が書面決議を行い、完全子会社である韓国法人 Okada Holdings
Korea co., ltd (以下「OH韓国」という。)を設立した。(甲4, 5, 64)

(3) 被告は、原告の創業以来、代表取締役社長や取締役会長を歴任し、平成29
年6月29日に、任期満了により原告の取締役を退任した。

また、被告は、平成26年3月から平成29年5月まで、TRAの唯一の取
締役であり、同月12日までOHLの唯一の取締役であった。

(4) (本件行為①関係)

OHLは、平成26年11月24日、■■■■(以下「■■■」という。)に対して、
契約期間を3年として、無利息、無担保で、約20億円に相当する1億350
0万香港ドルを貸し付けた。TRAは、平成27年3月3日、■■■が関与する英
国領ヴァージン諸島法人である Goldluck Tech Limited (以下「Goldluck」とい
う。)に対して、貸付期間を3年として、無利息、無担保で、1743万285
1.24米ドル(1億3500万香港ドル相当)を貸し付けた。Goldluckは、
同月4日から同月13日までの間に、OHLに対して、7回に分けて、合計1

(8) 原告は、平成29年11月27日、東京地方裁判所に本件訴訟を提起した。
原告共同訴訟参加人は原告の株主であり、平成30年7月30日、会社法84
9条1項、847条1項に基づき、本件訴訟に参加することを申し出た。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、被告に、本件行為①ないし③に関して、原告の取締役としての
善管注意義務ないし忠実義務の違反が認められるか(争点1)と、被告の任務懈怠
と原告主張の損害との間の相当因果関係の有無(争点2)である。

(1) 争点1 (本件行為①ないし③が原告の取締役としての善管注意義務ないし忠
実義務に違反しているといえるか)

(原告の主張)

ア 原告の取締役会は、海外事業統括を業務分掌とする業務担当取締役として
被告を選定し、担当業務の執行を実現するために、被告に対し、海外事業を
統括する会社であるTRAの代表権を与えて、各国の子会社の管理・監督に
当たらせた。被告が、業務担当取締役として、子会社等(孫会社を含む。以下
に同じ。)の役員に対して、直接指揮命令を行うなどして子会社等の業務上の
決定に介入し、あるいは、兼務する子会社等の代表者たる地位に基づいて当
該子会社等の業務執行を行うことは、いずれも、原告の業務担当取締役とし
ての業務執行行為といえることができる。したがって、被告は、子会社等に対
する指揮命令を行う際や、子会社等の代表者として業務執行を行う際に、親
会社である原告に対する善管注意義務及び忠実義務を負い、原告やその子会
社等に不利益や損害を与えないようにする義務を負うというべきである。被
告が、①原告がフィリピンのカジノ施設建設資金に充当することを目的とし
て高利で借り入れた資金を目的外に流用し、自ら及び親族の資産管理会社で
あるOHLの■■■に対する貸金債権を回収する目的等で、TRAの代表者とし
て、Goldluckに対し、無担保、無利息で1億3500万香港ドルを貸し付け
た行為(本件行為①)、②自己の個人的な利益を図る目的で、TRAの代表者

として、本件小切手に署名して振り出した行為（本件行為②）、そして③本件行為①及び②に先立ち、OHLが■■■■支店から8000万米国ドルを借り入れる際に、UE韓国の取締役役に直接指揮命令を行うなどして、本件担保提供をさせた上で、OHLが支払うべき利息相当額を、UE韓国からOHLに支払わせた行為（本件行為③）は、いずれも原告の海外事業統括を業務分掌とする業務担当取締役の業務として、自ら子会社であるTRAの代表者として業務執行を行い、あるいは子会社等の役員に直接指揮命令を行って子会社等の業務上の決定に介入したものである。そして、上記各行為は親会社である原告ないし子会社等を含む原告グループの利益を害するものであったことから、被告は、上記各行為を行うに当たり、海外事業を統括する業務担当取締役として、原告に対して負う上記の善管注意義務ないし忠実義務に反したというべきである。

イ また、被告は、TRAの代表者であったにもかかわらず、本件行為①及び②について、原告の子会社管理規程（甲20。以下では、単に「子会社管理規程」ということがある。）に基づく事前協議申請を行わず、本件行為③について、UE韓国の代表者に指示をして、上記申請を行わせなかった。これらの行為は、原告の取締役としての善管注意義務ないし忠実義務に反する。

さらに、被告は、本件行為①に関し、原告がカジノ施設建設資金に充当することを目的として借り入れた資金のうちの1億3500万香港ドルを、本来の目的外のTRAによる貸付けに流用しており、このことについて原告取締役会に報告せず、承認を求める行為もしなかった。この点も原告の取締役としての報告義務に違反する。

（被告の主張）

ア 原告の本件行為①に関する主張については、被告は、■■■から、カジノリゾート事業に関連したジャンケット事業（カジノにおいて、富裕層の接待等を行う事業）への投資を提案され、当時、原告の取締役管理本部長であった根

岸良直（以下「根岸」という。）にこれを検討するよう指示をした。しかし、被告は、ジャンケット事業への投資が行われる場合には、原告または原告の海外子会社が当事者になるものと認識しており、OHLが■ないし同人が関与する Goldluck に対して1億3500万香港ドルを貸し付けたとの事実は認識しておらず、TRAから Goldluck に更に貸付けがされるに至った経緯も認識していない。これらは根岸が勝手に行ったことである。

イ 原告の本件行為②に関する主張については、被告は、本件小切手に署名をした事実は認める。しかし、本件小切手の署名以外の箇所や、本件小切手に関する稟議書、送金指示書は、根岸が担当者に指示をして作成させたものであり、被告は指示をしていない。

ウ 原告の本件行為③に関する主張については、UE韓国の当時の代表者ないし取締役であった■（以下「■」という。）及び■（以下「■」という。）が、原告に無断で、原告の孫会社が保有する土地について売買契約を締結し、その履行ができなかったことにより係争が発生した。原告が上記係争について調査を行ったところ、本件行為③の事実が発覚した。このように、OH韓国は■及び■が無断で設立したものであり、被告は、平成26年3月まで、OH韓国の設立の事実を認識しておらず、本件行為③に関する指示も何ら行っていなかった。

エ 原告が主張する事前協議申請の点については、根岸は、原告の管理本部長代行ないしその後に取り締役管理本部長の立場にあった者であり、TRAにおける管理事務等を実質的に把握していたのであるから、原告に対する事前協議申請等の手続は根岸が行うべきであり、被告は同手続を行う義務を負っていない。

また、原告の代表取締役である富士本淳（以下「富士本」という。）は、平成28年4月12日に、TRAの親会社である原告の代表取締役として、株主決議書（乙2の1。「以下「本件株主決議書」という。）に署名することに

よって本件行為①を追認しており、事前協議申請の義務違反及び取締役会に対する報告義務違反があったとしても、これらの瑕疵は治癒されたといえる。

(2) 争点2 (被告の任務懈怠と原告主張の損害との間の相当因果関係の有無)

(原告の主張)

被告の前記任務懈怠がなければ、原告が本件調査委員会の調査費用2129万3712円を支出することはなく、被告の任務懈怠と損害との間には条件関係が認められる。また、原告のような上場会社においては、役員による不正行為の疑義が発覚した場合に、調査委員会を設置して不正の有無について調査することは一般的な対応であり、実際、本件調査委員会の調査によって初めて本件行為①の具体的な内容が明らかになった上、本件行為②及び本件行為③の事実が確認された。本件調査委員会の設置は、原告にとって本件行為①ないし③の解明等のために必要不可欠かつ有用なものであったというべきであり、被告の任務懈怠と調査費用の支出との間には、相当因果関係が認められる。

(被告の主張)

仮に本件行為①ないし③が被告の任務懈怠であるとしても、原告は、本件調査委員会が設置される以前から、本件行為①ないし③の事実を認識し、本件行為①についてはこれを追認していた。本件調査委員会は、原告及び原告のグループ会社から被告を追放することを目的として設置されたものであり、既に認識している事実についてあえて第三者的な機関による調査によって判明したという形をとるためのものであった。このように、本件行為①ないし③は本件調査委員会の調査によって初めて事実が確認されたものではないから、本件調査委員会の設置が本件行為①ないし③の解明等のために必要不可欠なものであったとはいえない。しかも、その調査方法が公平性に欠ける点からしても、事案の解明のために有用なものともいえない。被告の任務懈怠と調査費用の支出との間に相当因果関係は認められない。

第3 当裁判所の判断

1 共同訴訟参加の適法性について

原告は、原告共同訴訟参加人の共同訴訟参加の申出について、別件訴訟での同参加人の訴訟活動を指摘し、本訴でも、共同訴訟参加によって、不当に訴訟手続を遅延させることとなり、裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなる（会社法849条1項ただし書）として却下を求めている。しかし、原告共同訴訟参加人が参加を申し出た時期は本訴提起後8か月が経過したにすぎない頃であることや（前提事実(8)）、原告共同訴訟参加人が本訴において原告と異なる主張立証をしているわけでもないことに鑑みれば、同参加によって不当に本件訴訟手続を遅延させ、または裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすものとは認められず、適法な訴訟参加がされたといえる。

2 認定事実

前記前提事実並びに後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 被告は、昭和44年に、ジュークボックスのリース業として原告の前身であるユニバーサルリース株式会社を設立した。ユニバーサルリース株式会社から開発部門が分離独立して、原告が設立され、原告は、その後に遊技機の製造等を開始し、工場を複数建設するなどして、平成10年には株式を店頭公開させるに至り、遊技機の製造のほかにも、海外におけるカジノリゾート分野に事業を拡大させるようになった。原告は、日本国内に19か所の事業所を有し、連結の従業員数が7000名を超え、平成29年3月期における連結の売上高が1111億円に上る大規模会社であるところ、被告は、原告の創業者兼原告の親会社であるOHLの唯一の取締役であるとともに、長年、原告の代表取締役を務め、原告グループ内において役員の人事権を握り、事業の方向性を決定するなど、多大な影響力を有していた。（甲2、6、乙6）

(2) 原告は、平成19年頃から、アジア地域におけるカジノリゾート事業の運営について検討を開始し、フィリピンや韓国において、現地法人の設立を検討す

るようになった(甲37, 104~106)。

5 (3) 平成25年6月27日に開催された原告の取締役会において、被告の提案に基づき、原告に海外事業本部を設置し、その執行役員本部長を■■■■として、海外子会社等による事業の推進を管轄する機能を持たせること、海外子会社等において業務執行を担当する執行役員の選任を被告に一任することについての決議がされた。また、同年7月30日に開催された原告の取締役会において、海外事業の執行の責任者を■■■■とし、被告がその執行を監視する旨が決議された。平成26年5月1日に開催された原告の取締役会において、平成25年6月27日付け及び同年7月30日付けの取締役会の上記決議に関する各議事録において、本来であれば海外事業担当取締役である被告を指示連絡窓口とすべきところ、記載内容に誤記があったとして、TRAを海外事業の統括会社とし、被告をその代表者とすることを再確認するとともに、TRAに各国の子会社等を統括管理させ、被告にその役員の任命等を一任する旨が決議された。また、平成26年6月26日に開催された原告の取締役会において、被告に海外事業統括の業務を委嘱することが決議された。

15 被告は、原告における海外事業統括の業務を委嘱された取締役であるとともに、TRAの代表者(唯一の取締役)として、TRAにおける一定額以上の支出等について決裁権限を有し、実際に決裁を行っていた。また、被告は、UE韓国の代表者であった■■■■に対し、プロジェクトの予算等を含めて、随時、業務に関する指示を行っていた。さらに、被告は、原告の取締役会において、海外事業に関する報告を行っていた。

(甲39~42, 107~109, 112, 114, 証人根岸, 被告本人)

20 (4) 原告の子会社管理規程第5条では、「経営企画室長は、別表に定める事項について、子会社に対し関係書類を提出せしめ、事前協議または報告を求めるとともに、必要に応じて関係各部と協議し、代表取締役に報告を行うものとする。」と規定され、協議が必要な事項として、別表(9)で、出資、貸付融資及び保証(担

保提供を含む)が、同別表(1)で、経費等の支払がそれぞれ規定されている。

原告においては、経営企画室が平成23年1月に役員室へと名称変更され、平成29年6月30日に再度設置されるまでの間、子会社管理規程に基づいて、原告の子会社及び孫会社が事前協議申請書を起案し、原告の代表取締役である富士本がこれを承認していた。

(甲6(20, 22頁), 20, 82, 101, 102)

(5) 根岸は、平成26年8月に従業員として原告に入社し、平成27年3月に原告の管理本部長代行に、同年6月に取締役管理本部長に就任した。根岸は、被告からの指示を受けて、TRAの経理担当者であった■■■■■に対して実務的な指示を出すとともに、OHLの会計業務等を行っていた。(甲77, 89)

(6) (本件行為①に関する事実)

ア 被告は、平成26年10月下旬から11月にかけて、根岸に対し、OHLからジャンケット事業に投資をしたいと考えているため、■■■と契約交渉を行うよう指示し、同月22日に、■■■への投資金額を20億円とするよう指示をした。被告は、同月24日、根岸が用意したOHLと■■■との間のローン契約書及び送金依頼書に、OHLの代表者として署名した。OHLは、同日、■■■に対して1億3500万香港ドル(日本円で約20億円)を貸し付け、実際の送金先としては、■■■の関与するGoldluckに同額を送金した。(甲8, 9, 55, 56, 80, 89, 90~93, 証人根岸)

イ ■■■銀行■■■支店は、平成27年2月5日、フィリピンにおけるカジノリゾート事業のプロジェクトの資金として、原告に対し、約200億円に相当する1億7000万米国ドルを高利(3か月ドルLIBOR+2.50%(期間延長の場合には3.50%))で貸し付けた。原告は、同日、TRAに対し、同借入金額から手数料等を差し引いた残額である1億6816万4000米国ドルを送金した。(甲6, 10, 11, 111, 113, 115, 116, 証人根岸)

ウ 被告は、平成27年2月頃、根岸に対し、TRAから■に資金を回し、当該資金で■からOHLへ返済をさせるよう指示をした。根岸は、■との間で調整を行った上で、同年3月3日、被告に対し、TRAが■の関与するGoldluckに20億円を貸し付け、■が当該資金を用いてOHLに返済する計画になったことや、被告が送金書類にサインをすれば、GoldluckからOHLへ返済が行われる手筈になっていることを報告した。(甲12, 78, 81, 89, 証人根岸)

被告は、上記同日の3月3日、TRAがGoldluckに1億3500万香港ドルを貸し付ける旨の稟議書及びTRAとGoldluckとの間のローン契約書に、それぞれ署名した。TRAは、同日、Goldluckに対して、貸付期間を3年として、無利息、無担保で、同金額に相当する1743万2851.24米ドルを送金して貸し付けた。Goldluckは、同月4日から13日までの間に、OHLに対し、同金額のうちの一部である1億3000万香港ドルを7回に分けて送金した。(前提事実(4), 甲13~16, 89, 証人根岸)

エ 被告は、平成27年3月11日、根岸に対し、美術品の代金の支払のために、OHLから被告の個人口座に8億8700万円を送金するよう指示し、翌12日、根岸が用意した稟議書及び送金依頼書に、それぞれ署名した。根岸は、■に指示をして、OHLから被告の個人口座に8億8700万円を送金した。(甲17~19, 79, 89, 94, 証人根岸)

オ 被告は、上記ウ記載のTRAからGoldluckに対する貸付け当時、TRAの唯一の取締役であったが、同貸付けに当たり、子会社管理規程に基づく事前協議申請の手続を行わなかった(甲6・6頁, 証人根岸)。

カ その後、Goldluckは、TRAに対し、前記貸付金の一部を弁済したが、本訴提起時においても、未払元本残高が1億0500万香港ドルとなっていた(甲6, 弁論の全趣旨)。

(7) (本件行為②に関する事実)

ア 被告は、平成27年4月頃、根岸に対し、自身の報酬を2.0億円に増額するよう求めたが、これは当時、原告の株主総会で承認されていた取締役の報酬総額（年額）1.0億円を超えるものであり、根岸の権限外のことでもあったので、根岸は被告の要求を断った。その後、被告は、同年5月11日、香港のTRAの事務所において、[REDACTED]に対し、1,600万香港ドルの小切手を作成するよう命じた。[REDACTED]は、受取人欄に被告の氏名を記載した小切手を作成し、被告はこれに振出人として署名したが、その直後、被告は、受取人が決まっていないなどと述べ、[REDACTED]に対し、受取人欄を空欄にした小切手を改めて作成するよう指示した。[REDACTED]は当初作成した上記小切手に無効の押印をし、改めて、受取人欄を空欄にした本件小切手を作成し、被告はこれに振出人として署名した。（前提事実(5)、甲21、63、83、89、証人根岸）

イ 本件小切手の支払口座は、TRAの[REDACTED]銀行[REDACTED]支店に開設された香港ドル口座であったが、当該香港ドル口座には1,600万香港ドルの残高がなかったため、[REDACTED]はTRAの同支店の米ドル口座から香港ドル口座に送金するための稟議書を作成し、被告は、稟議書及び送金指示書にそれぞれ署名した。その際、被告は稟議書の余白に、手書きで「美術品の手数料として支払います」と記載した。（甲22～23、83、89、証人根岸）

ウ 本件小切手は、被告からフィリピンの[REDACTED]なる人物に渡され、最終的に平成27年5月14日、上記香港ドル口座において交換決済が行われ、「[REDACTED]」を受取人として、1,600万香港ドルが支払われた。[REDACTED]という会社の詳細は不明であり、TRAの取引先でもない。[REDACTED]は、会計帳簿に、費目を従業員給与として、被告に対して本件小切手によって1,600万香港ドルが支払われた旨記載した。（前提事実(5)、甲24、25、83、84、89、証人根岸）

エ 被告は、当時、TRAの唯一の取締役であったが、本件小切手を振り出す

に当たり、子会社管理規程に基づく事前協議申請の手続を行わなかった（甲6・16頁）。

(8) (本件行為③に関する事実)

ア UE韓国は、韓国におけるカジノリゾート事業のプロジェクトを進めるため、仁川国際空港敷地外の土地（以下「本件土地」という。）を購入して行う仁川ワールドシティプロジェクト（IWCプロジェクト）に参加することを目的として、同購入について[REDACTED]等との間で交渉を行っていた。被告は、本件土地の購入主体をUE韓国からOH韓国に変更することとし、これを受けてUE韓国は、平成25年11月または12月頃、[REDACTED] [REDACTED]に対し、本件土地の購入主体をOH韓国に変更したい旨申し入れた。

被告は、原告の執行役員本部長であった[REDACTED]並びにUE韓国及びOH韓国の代表者であった[REDACTED]に対し、OH韓国が本件土地を購入するための資金を捻出するよう指示し、[REDACTED]及び[REDACTED]は、以下の計画を策定した。

(ア) OH韓国の親会社であるOHLが本件土地の購入資金として[REDACTED] [REDACTED]支店から8000万米国ドルを借り入れる（本件韓国事業借入れ）。

(イ) UE韓国は、OHLの上記借入れのために、[REDACTED]支店にある預金のうち8000万米国ドルを担保として提供する（本件担保提供）。実際には、同支店が[REDACTED]支店に対するStand-byL/Cを発行し、OHLの借入れを保証する。なお、Stand-byL/Cとは、債務の保証と同様の目的のために発行される信用状であり、OHLが[REDACTED]支店に対して債務不履行に陥った場合には、同支店は信用状に基づき、[REDACTED]支店に支払を求めることができ、同支店は、支払をした上で、同支店のUE韓国の預金に設定された担保権を実行し、資金の回収を行うこととなる。

（甲3, 5, 26, 67, 68, 86）

イ [REDACTED]は、平成25年12月27日、被告に対し、本件土地の購入主体をUE韓国からOH韓国に変更する旨が[REDACTED]との間で合意された

ことを報告した（甲66）。

ウ 原告の管理本部長であった麻野憲志は、平成26年2月頃、被告に対し、UE韓国がOHLのために本件担保提供を行うことは、日本の会社法に抵触するおそれがある旨を説明し、同月21日、TRLEの事務所において行われた会議においても、再度、被告に対して、本件担保提供に利益相反のおそれがある旨を指摘した（甲27, 28, 86）。

エ OHLは、平成26年2月24日、 支店から8000万米ドルを借り入れ（本件韓国事業借入れ）、UE韓国は、 支店の8000万米ドルの外貨定期預金に本件韓国事業借入れのために質権を設定した（本件担保提供）。同支店は、上記 支店に対して、Stand-byL/Cを発行した。（前提事実(6), 甲29, 86, 96）

オ その後、OH韓国は本件土地の購入を断念したところ、被告は、 に対して、本件韓国事業借入れ及び本件担保提供を解約し、UE韓国において本件韓国事業借入れによってOHLに発生した利息及び手数料を支払うよう指示した。OHLは、平成26年3月18日、UE韓国に対し、経営コンサルタント料名下で15万7820米ドル、依頼者との会議費用名下で1万5742.23米ドル、合計17万3562.23米ドルの請求書を発行し、UE韓国は、同月31日、当該請求書に基づいてOHLに17万3562.23米ドルを支払った。OHLは、同日、 支店に対し、元金8000万米ドル及び利息を支払い、 支店は、同日、本件担保提供の解除を行った。

（前提事実(6), 甲30, 31, 69, 70, 86, 97, 98）

カ は、平成26年1月に、UE韓国の代表者に就任したが、本件担保提供を行うに当たり、子会社管理規程に基づく事前協議申請の的行わなかった（甲3, 6・19頁）。

(9) 原告は、平成28年5月6日、TRLEを通じて、フィリピンの金融機関で

ある[](以下「[]」という。)から3.76億ペソの融資を受けた。[]は、上記の貸付けを実施するに先立ち、TRLEの親会社であり、債務を保証することになるTRAのデューディリジェンスを行ったところ、TRAからGoldluckに対する1億3500万香港ドルの貸付けに関して、TRAにおける取締役会決議あるいは株主総会決議の議事録が作成されていないことを発見したため、根岸に対し、これを追認する原告の株主としての決議をするよう求めた。

根岸は、同年4月12日、富士本に対し、[]から借入れを行うために、TRA株式に抵当権を設定するための株主決議書及び委任状に署名を求め、富士本は各書面にそれぞれ署名をした。根岸は、翌13日、富士本に対し、原告を貸主、Goldluckを借主、[]を連帯保証人とする金銭消費貸借契約の承認にかかる取締役会決議との記載のある本件株主決議書を持参して再び署名を求め、富士本はこれに署名をした。

(甲87～89, 95, 乙2, 証人根岸)

(10) 被告は、平成29年5月12日、OHLの取締役から解任された。

原告の常勤監査役である市倉信義は、同月23日に開催された原告の取締役会において報告を行い、富士本からTRAの[]銀行の口座が凍結されたとの事実を聞き、内部監査室で内部調査を開始したところ、本件行為①について、OHLに送金された資金の一部が被告の個人口座に送金されており、稟議書の書式や送金の流れ、一部メールなどから、被告の指示が疑われる旨を報告した。

原告は、被告や根岸の業務執行権限等を直ちに停止し、外部の専門家として、シティニューワ法律事務所に所属する弁護士3名を交えた社内調査チームを設置して調査を進めた。社内調査チームは、原告に対し、本件行為①に関し、TRAによるGoldluckへの貸付けの目的が被告個人の利益を図る点にあった疑いがある旨を報告した。原告は、同年6月8日、本件行為①の全容解明及び再発防止策の策定を目的として、上記弁護士3名を委員とする本件調査委員会を

設置し、これを公表した。本件調査委員会の調査の過程では、本件行為①のみならず、本件行為②及び③に関する疑いも生じたため、調査の対象が拡張された。

本件調査委員会は、同年8月29日、原告に対して、調査報告書を提出した。同報告書では、本件行為①ないし③についての被告の指示・関与を認めるとともに、再発防止策が提案された。

(甲6, 33~35, 134)

(11) 原告は、平成29年8月31日、同年9月8日及び同月22日、シティユーワ法律事務所に対して、本件調査委員会の調査費用として、報酬、実費及び消費税の合計2129万3712円から源泉税を控除した1757万3925円を支払い、その後、江東西税務署に対して、同源泉税371万9787円を支払った(甲7, 36, 140)。

(12)ア 日本取引所自主規制法人は、平成28年2月24日、「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」を策定した。同プリンシプルでは、不祥事の原因究明に当たっては、その背景等を明らかにしつつ事実認定を確実にを行い、根本的な原因を解明するよう努めるものとし、そのために、必要十分な調査が尽くされるよう、最適な調査体制を構築するものとしている。また、内部統制の有効性や経営陣の信頼性に相当の疑義が生じている場合、複雑な事案あるいは社会的な影響が重大な事案である場合などには、調査の客観性、中立性、専門性を確保するため、第三者委員会の設置が有力な選択肢となる旨が記載されている。(甲32)

イ 日本弁護士連合会作成の平成22年7月15日付け(同年12月17日改訂)『企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン』の策定にあたって」では、企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言する第三者委員会は、マスコミ等を通じて不

祥事が大々的に報じられるなどして具体的なダメージが生じてしまった企業等では、設置することが不可避となりつつある旨を記載している（甲136）。

3 争点1（本件行為①ないし③が原告の取締役としての善管注意義務ないし忠実義務に違反しているといえるか）について

(1) 前記認定事実によれば、原告は、海外でカジノリゾート事業を展開することを企図し（認定事実(2)）、取締役会において、被告に海外子会社等を統括管理する旨の業務を委嘱するとともに、当該業務を実効あらしめるために、被告を海外子会社等の統括会社であるTRAの代表者に選定したものである（認定事実(3)）。そうすると、被告は、原告の海外事業統括の業務担当取締役として、自己が担当する海外子会社等の業務執行一般について監視し、海外子会社等の取締役等による違法な行為を認識しまたは認識し得た場合には、これを原告の取締役会に上程するなどして、違法行為を防止し、原告及び原告の子会社等を含む原告グループの損害の拡大を防止すべき義務を原告に対する善管注意義務ないし忠実義務の内容として負っていると解することができる。

そこで、原告が被告の任務懈怠であると主張する本件行為①ないし③について、原告の取締役としての善管注意義務ないし忠実義務の違反が認められるかを検討する。

(2)ア まず、本件行為①について検討するに、前記認定事実によれば、被告は、根岸に対し、TRAから■に資金を貸し付け、当該資金を用いて■からOHLへ返済させるよう指示をした上で、TRAの代表者として、TRAから■の関与する会社であるGoldluckに対して、約20億円に相当する1億3500万香港ドルを貸し付けた（認定事実(6)ウ）。しかも、TRAにおける同貸付けの資金は、原告がフィリピンにおけるカジノリゾート事業のプロジェクトの資金として高利で借り入れてTRAに送金した資金の一部である（認定事実(6)イ）。そして、Goldluckは、OHLに対し、送金された資金の一部であ

る1億3000万香港ドルを送金し(認定事実(6)ウ),さらに,同送金が行われている頃,OHLから被告の個人口座に8億8700万円が送金されている(認定事実(6)エ)。その上,TRAからGoldluckに貸し付けられた金員の多くが未払になっている(認定事実(6)カ)。

5 そうすると,被告は,原告の業務担当取締役として,TRAにおける業務執行行為を監視し,違法行為を防止すべき義務があったにもかかわらず,自らがTRAの代表者であることを利用して,被告及びその親族の資産管理会社であるOHLの利益を図ることを目的に,原告から別の用途で拠出された資金の一部を用いて,TRAからGoldluckに対して貸付け(本件行為①)を行い,その結果,原告の子会社であるTRAに損害を与えたものといえる。

10 よって,本件行為①は,原告の海外事業統括担当取締役として原告に対して負っている善管注意義務ないし忠実義務に違反するものといわざるを得ない。

15 なお,原告は,被告が,フィリピンのカジノリゾート事業のプロジェクトの資金として原告からTRAに拠出された資金を用いてTRAが貸付けを行ったことについて,資金流用という観点から,TRAからGoldluckに対する貸付け自体とは別の善管注意義務等の違反を構成するかのようにも主張する。しかし,同主張も,結局,後者の貸付けの違法性について,拠出資金の目的外利用という別の側面から原告の取締役としての善管注意義務等の違反を説明するものにすぎず,実質的に同一の義務違反を主張するものと解さざるを得ない。これらを別個独立の善管注意義務等の違反とする原告の主張は独自の見解であって,採用することができない。

20 イ また,被告は,原告の海外子会社の業務を統括する業務担当取締役として,海外子会社が貸付けを行うに当たり,子会社管理規程5条及び別表(9)に基づく事前申請手続を行わせる義務を負っていたといえる。そして,被告は,本件行為①当時TRAの代表者でもあったことから,自身が事前協議申請手続

を行うべきであったといえ、被告が同手続を行わなかった点も、原告の取締役としての善管注意義務ないし忠実義務に違反するといえる。

なお、原告は、被告が、フィリピンのカジノリゾート事業のプロジェクトの資金として原告からTRAに拠出された資金を流用したことについて、上記の事前協議申請手続に関する義務違反とは別の報告義務違反になるとも主張する。しかし、前記アでの説示と同様に、結局のところ、同主張も、TRAによる貸付けを報告しなかったことについての事前協議申請義務違反と同一の義務違反を述べているにすぎず、これを別個独立の報告義務違反とする原告の主張は独自の見解であって、やはり採用することができない。

ウ 以上に対し、被告は、本件行為①について、OHLから■に対する1億3500万香港ドルの貸付け及びTRAからGoldluckに対する1億3500万香港ドルの貸付けについて、いずれも認識していないなどと主張し、被告本人尋問の結果には同主張に沿う部分がある。

しかし、証拠（甲9、12、13、15、55、56、89、90～92、証人根岸）によれば、被告は、根岸に対して■への出資を指示し、根岸から■への出資計画やTRAから■の支配するGoldluckへの貸付けの詳細についても頻繁に報告を受け、■からも出資契約書の内容の報告を受けていること、OHLと■の間のローン契約書及び送金依頼書にOHLの代表者として署名していること、TRAがGoldluckに1億3500万香港ドルを貸し付ける旨の稟議書やローン契約書にも署名していることが認められる。そうすると、上記各貸付けを認識していないとの被告の供述は、信用することができず、被告の前記主張は採用することができない。

エ また、被告は、原告の管理本部長であった根岸が事前協議申請手続を行うべきであったなどと主張するものの、前記アで説示したとおり、被告は、原告の業務担当取締役として、海外子会社に事前協議申請手続を行わせる義務を負っていたというべきであり、根岸が子会社における実際の手続を被告の

指示の下で取り仕切っていたとの事情があったとしても（前記認定事実(6)ア、ウに加え、甲83、89、証人根岸）、そのことをもって、被告が原告の取締役として負っている上記義務を否定することにはならない。被告の同主張は採用することができない。

5 オ さらに、被告は、富士本が本件株主決議書に署名したことにより、TRAの株主である原告が本件行為①を認識し、追認したこととなり、善管注意義務ないし忠実義務の違反があったとしても治癒されたなどと主張する。

10 しかし、前記認定事実((9))に加え、証拠（甲89、乙2、証人根岸）及び弁論の全趣旨によれば、本件株主決議書には、英文で、取締役会決議の懈怠の項目の(10)として、会社を貸主、Goldluckを借主、■を連帯保証人とする金銭消費貸借契約の承認にかかる取締役会決議が挙げられているものの、貸付けの金額や契約内容、当該貸付けの資金が原告から別の使途で拠出された資金の一部を流用したものであることや、OHLの■に対する貸付けを回収する目的でTRAから貸付けが行われたものであることは全く記載されてい

15 なかったことが認められる。さらに、根岸は、■から指摘を受けて急いでいたため、富士本に対し、本件株主決議書について、前日に署名を求めた別の株主決議書（甲87の1）と同一の目的のものとして説明し、普段は和訳を要求されるのに和訳なしで署名を求めたところ、富士本はこれにやむを得ず署名した旨供述している。この他に、本件において、被告の上記主張

20 に係る原告の認識や追認を認めるに足りる的確な証拠もない。そうすると、富士本が本件株主決議書に署名したことにより、被告の意図も含めた本件行為①の詳細や被告の関与の程度等について認識していたとは到底認められず、本件行為①を追認したということもできない。

よって、被告の前記主張は採用することができない。

25 (3)ア 次に、本件行為②について検討するに、前記認定事実によれば、被告は、根岸に対して報酬の増額を要求した後、TRAの経理担当者である■

■に指示をして、受取人欄空欄の本件小切手を作成させ、T R Aの代表者として、それに署名をして振り出している（本件行為②。認定事実(7)ア）。そして、被告は、本件小切手の振出目的として、香港ドル口座への送金稟議書に「美術品の手数料として支払います」と記載したものの（認定事実(7)イ）、本件証拠上、同時期に本件小切手の支払額に相当する金額で美術品が購入されたことを認めるに足りる証拠はない。さらに、本件小切手については、被告から■なる正体不明の人物に渡され、最終的にはT R Aと何ら取引のない詳細不明の会社に支払がされているが（認定事実(7)ウ）、これが何の対価として支払われたものであるかは本件証拠上全く不明であり、T R Aの経理担当者も、同支払を被告への給与の支払として経理上処理している（認定事実(7)ウ）。そうすると、被告は、自己の個人的な利益を図る目的で本件小切手を振り出したと推認せざるを得ない。結局、被告は、原告の業務担当取締役として、T R Aにおける業務執行行為を監視し、違法行為を防止すべき義務があるにもかかわらず、自らT R Aの代表者であることを利用して、自己の個人的な利益を図る目的で本件小切手を振り出したものであり、その後、原告の子会社であるT R Aに損害を与えている。よって、本件行為②は、被告が原告の海外事業統括担当取締役として負っている善管注意義務ないし忠実義務に違反するといわざるを得ない。

また、前記説示のとおり、被告は、原告の海外子会社の業務を統括する業務担当取締役であり、海外子会社が本件小切手を振り出すに当たり、子会社管理規程5条及び別表(1)に基づく事前協議申請手続を行う義務を負っていたといえるところ、被告は当時T R Aの代表者でもあったことから、自身が事前協議申請手続を行うべきであったといえ、被告が同手続を行わなかった点も、原告の取締役としての善管注意義務ないし忠実義務に違反するといえる。

イ 被告は、本件行為②について、本件小切手の署名以外の箇所や、稟議書及

び送金指示書は、根岸が[]に指示をして作成させたものであり、被告はその内容を把握していなかったなどと主張し、被告本人尋問の結果には同主張に沿う部分がある。しかし、被告の同主張ないし供述は、自ら本件小切手に署名しておきながら、その内容自体は把握していないという不自然なものであるのみならず、根岸や[]の供述等（甲83, 89, 証人根岸）にも反するものであり、到底採用することができない。

また、被告は、その本人尋問（55頁）において、TRAの[]銀行[]支店の米ドル口座から香港ドル口座に送金する旨の稟議書について、趣旨が不明確であったため、同稟議書への署名が本意でないことを示すために、あえて、美術品の手数料として支払う旨の意味のない記載をしたとも供述するが、その動機は理解し難く、本件証拠上、被告がそのような動機を有していたことを認めるに足りる的確な証拠もないから、被告の同供述も信用することができない。

ウ なお、被告は、根岸が事前協議申請手続を行うべきであったとも主張するが、被告に同手続を行う義務が課せられていることは、前記(2)エのとおりである。

(4)ア さらに、本件行為③について検討するに、前記認定事実によれば、被告は、[]ないし[]に指示をし(認定事実(8)ア)、OHLが借入れを行うに際して、UE韓国の預金を担保に供させた上（本件担保提供。認定事実(8)エ）、経営コンサルタント料等の名目でUE韓国からOHLに対して、17万3562.23米国ドルを支払わせたものである(認定事実(8)オ)。そうすると、被告は、原告の業務担当取締役として、UE韓国における業務執行行為を監視し、違法行為を防止すべき義務があるにもかかわらず、しかも、原告の管理本部長であった麻野憲志から、本件担保提供が日本の会社法に抵触するおそれがあるなどと忠告を受けたにもかかわらず、UE韓国の取締役らに直接指示をして、被告及びその親族の資産管理会社であるOHLの利益を図ることを目的

に、本件担保提供をさせてUE韓国において適正な保証料を取得すべき機会を失わせ、さらに、本件土地の購入主体から外れたにもかかわらず、UE韓国に本来支払う必要のない金銭を支払わせ（本件行為③）、その結果、原告の孫会社であるUE韓国に損害を与えたものである。よって、本件行為③は、原告の海外事業統括担当取締役としての善管注意義務ないし忠実義務に違反するといえる。

イ これに対し、被告は、本件行為③について、OH韓国の設立自体を認識しておらず、被告が■■■■及び■■■■に対して本件担保提供等を指示したことはない旨主張し、被告本人尋問の結果には同主張に沿う部分がある。

しかし、証拠（甲64）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、OH韓国の設立に関するOHLの取締役決定書に、OHLの唯一の取締役として自ら署名していることが認められる。しかも、証拠（甲27、28、66、69、86、114）及び弁論の全趣旨によれば、■■■■及び■■■■は、被告に対し、本件土地の購入主体が変更になった事実や資金捻出のための計画について報告しており、麻野憲志も、本件担保提供が日本の会社法に触れるおそれがあるなどと報告していることが認められる。そして、証拠（甲69）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、■■■■に対し、メールで、本件韓国事業借入れと本件担保提供を解除するに当たり、できれば錯誤として処理をするように具体的に指示していることが認められる。

そうすると、被告の上記供述も信用することができない。

ウ また、被告は、原告の海外子会社等の業務を統括する業務担当取締役として、海外孫会社の代表者である■■■■に対して、本件担保提供を行うに当たり、子会社管理規程5条及び別表(9)に基づく事前協議申請手続を行わせる義務を負っていたところ、被告はそのような指示はしておらず、この点についても、原告の取締役としての善管注意義務ないし忠実義務に違反するといえる。

(5) 以上によれば、本件行為①ないし③について、被告に、原告の取締役として

の善管注意義務ないし忠実義務違反があったといえる。

被告は、大企業に成長した原告の創業者であり、長年代表取締役を務め、原告及びそのグループの発展に多大な貢献をしたであろうことは、容易に推測することができる。しかし、そうであるからといって、原告の取締役として負う善管注意義務等に違反することは許されないものであり、ましてや、原告ないしその子会社等の巨額な資産を自由に操ることが許されるものでもない。この点は、原告の事業発展のために時機にかなった柔軟な経営や業務執行が必要であろうことを踏まえた上でも何ら変わるものではなく、本件において、被告に原告の取締役としての善管注意義務等の違反が認められるとの判断は揺るがない。

4 争点2（被告の任務懈怠と原告主張の損害との間の相当因果関係の有無）について

(1) 上記のとおり、被告には原告に対する善管注意義務ないし忠実義務の違反が認められるところ、前記認定事実 ((10), (11)) によれば、原告は、TRAの口座が凍結されたことをきっかけに内部調査を開始し、本件行為①に関してOHLの口座から被告の個人口座に送金されていることなどから（認定事実(6)エ）、被告の関与を疑うようになり、被告の業務執行権限等を停止し、外部の専門家として弁護士3名による社内調査チームを設置して調査を進め、その後、本件行為①の全容解明及び再発防止策の策定を目的として本件調査委員会を設置したところ、調査の過程で、本件行為②及び③に関する疑惑も生じたため、調査の対象が拡張され、最終的に報告書が提出されて、調査費用合計2129万3712円が支払われている。

そして、前記認定事実 ((12)) によれば、本件調査委員会設置当時の平成29年には、上場会社において不祥事が生じた場合には、関係者の信頼を回復するために、最適な調査体制を構築し、その背景事情や根本的な原因を究明することが社会的にも求められていたといえることができる。そして、原告は、東京証

券取引所ジャスダック市場に上場し(前提事実(1)), 連結の売上高1111億円、従業員数7000名以上の大企業であるところ(認定事実(1)), 本件は、原告の取締役会長兼原告の親会社の代表者の地位にあった被告が、部下に指示をするなどして、海外子会社等を通じて複数の不正行為を行った事案である。そして、被告は、原告の人事権を有していたなど、原告の役職員に対して強い影響力を有していること(認定事実(1))にも照らせば、本件行為①ないし③の調査に当たっては、原告社内で調査を行うなどの自浄作用に委ねるのみでは、調査の客観性、中立性に疑いを生じさせかねず、国内外における事業展開にも悪影響を及ぼしかねないといえる。本件については、原告としては、被告の影響を排除した上で、海外取引の詳細についても十分な調査を行うことができるよう、外部の専門家である弁護士で構成される本件調査委員会に調査を委ねることが相当な事案であったといえる。

そうすると、本件調査委員会を設置したことにより原告が支払った調査費用は、原告にとって、被告の不正行為の内容を明らかにし、関係者からの信頼を回復するために必要なことであったといえ、同費用の支払は被告の前記任務懈怠から通常生ずる損害といえることができる。よって、被告の任務懈怠と原告が支払った調査費用との間には、相当因果関係が認められる。

(2) これに対し、被告は、原告が、本件調査委員会を設置する以前から本件行為①ないし③の事実を認識し、本件行為①を追認していたのであり、改めて調査委員会を設置して調査を行う必要はなかったのであるから、本件調査委員会の設置は被告の違法行為の解明のために必要かつ有用なものであったということとはできず、被告の行為との間に相当因果関係は認められないと主張する。

しかし、本件株主決議書をもって、原告が本件行為①を認識し、追認したといえることができないことは前記説示(3(2)オ)のとおりである。

また、被告は、富士本らが、本件調査委員会が設置される以前の平成29年5月27日、 等に対して、本件行為①について、被告と根岸に捜査

が及んでいると説明したことから、原告は本件調査委員会の設置より以前に本件行為①の詳細を認識していたなどとも主張するが、被告の主張ないし証拠（甲142）によっても、原告がいつの時点で、いかなる事実を認識していたかは明らかではなく、被告の同主張は採用することができない。

5 以上の他に、本件全証拠を精査しても、原告が、本件調査委員会の設置以前に、本件行為①ないし③の詳細やそれぞれの行為における被告の関与の程度等を十分に把握していたとまでは認められない。

10 (3) さらに、被告は、本件調査委員会は、被告を原告及び原告グループから追放するための一手段として設置されたものであるとし、その根拠として、関連会社の社長である[REDACTED]に対するヒアリングが威圧的であったことや、別件訴訟で明らかになった事実として、本件調査委員会の調査報告書が、平成27年3月期から行われていたUHY東京監査法人の海外往査の結果に触れていないことなどを指摘する。その上で、被告は、本件調査委員会は客観性、中立性を備えたものではないから、設置費用と被告の行為との間に相当因果関係はない旨主張する。

15 しかし、[REDACTED]に対するヒアリングが威圧的であったことについては、同人がその旨陳述するものの（乙13、17）、同陳述内容を裏付けるに足りる的確な証拠はない。また、本件証拠上、UHY監査法人の往査結果が具体的にどのような内容であったのかを認めるに足りる客観的ないし的確な証拠もない。20 そして、本件全証拠を精査しても、本件調査委員会の設置及び調査が客観性や中立性を欠くものであることを認めるに足りる的確な証拠もない。

よって、被告の上記主張も、採用することができない。

(4) 以上によれば、被告の任務懈怠と原告が支払った調査費用との間には、相当因果関係が認められる。

25 5 よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

